

株式会社 NicheNiche の紹介により採用した人材が入社後、明らかな本人の責による解雇や自己都合（但し、死亡・傷病による場合を除く。）により、入社日より 3 ヶ月未満に退職することとなった場合、株式会社 NicheNiche は人材を採用した会社により下記に定める料率により人材紹介手数料を返還する。なお、人材を採用した会社は株式会社 NicheNiche にその旨を速やかに通知し、乙が提供する「人材紹介手数料返金請求書」に必要事項を記入のうえ、採用人材退職後 1 カ月以内に乙に提出するものとする。ただし、会社都合による退職など前述の理由以外による退職や退職後 1 カ月以内に書類の提出がない場合、手数料の返金はないものとする。

返金料率

1 ヶ月未満……人材紹介手数料の 50 %

1 ヶ月以上 3 ヶ月未満……人材紹介手数料の 30 %